

建築物省エネ法と気候風土適応住宅その後

彩の国気候風土適応住宅の提案

建築物省エネ法に関して、様々な経緯もあって現時点で 300 m²未満の住宅・建築物に関して基準適合の義務化まではなされていません。一方で、本年の4月からそれらを建築士が設計する際に、建築主に省エネ基準への適合性等について書面交付により説明することが義務付けられました。

建築士として実務上は設計した住宅・建築物の省エネ計算を行い、その適合性の判断をすることが求められています。

国土交通委員会における建築物省エネ法の議論の中で、日本の木造文化を支えてきた伝統的構法への配慮をすべきとの付帯決議がなされました。それを受けた形で「気候風土適応住宅」が位置づけられており、省エネ基準適合性の判断基準の一つとなっています。

気候風土適応住宅に関しては、国交省より告示第786号(2019年11月15日)によって外皮仕様を土壁塗、落し込み板壁の2種類の真壁造についての基準が示されました。また、今春に「気候風土適応住宅の解説」(2021年3月15日日本サスティナブル建築協会)が作成されました。

埼玉建築士会では2017年6月より気候風土適応住宅研究小委員会を立ち上げ活動を始めました。活動成果は、昨年8月末に埼玉県に「彩の国気候風土適応住宅の要件(案)」として提案しました。これは、全国で一律の基準だけでなく、各地域の気候風土に適用した住宅の要件を所管行政庁が定めることができるとされていることから、小委員会で必要と考える要件を告示第786号内に追加する形式を想定して策定したものです。

今回の勉強会は、「彩の国気候風土適応住宅」提案内容と昨年の提案後からどのような状況にあるのかなどを建築士会会員および関係行政職の皆さんへの報告と情報共有することを目的とし、早期に埼玉県内での明確な位置付けの必要性を考えていこうというものです。

【日 時】2021年8月6日(金) 16:00~17:30

【形 式】ZOOMによる視聴 ※30分前より入室できます

【内 容】1)彩の国気候風土適応住宅の提案について 綾部 孝司(綾部工務店)

2)県内所管行政庁へのアンケート結果について 宮越 喜彦(木住研)

※質疑応答

【定 員】80名(申込順、定員になり次第締切)

【参加費】無料

【申込・問合せ】埼玉建築士会事務局 TEL:048-861-8221

参加希望の方は、下記に必要事項を記入の上、7/30(金)までにFAX、あるいは同内容をメール(kawanabe@ksaitama.or.jp)にてお申込みください。
先着順でZoomの招待URLを送信いたします。

【主 催】一般社団法人埼玉建築士会・気候風土適応住宅研究小委員会

..... 申し込み FAX: 048-864-8706

氏 名 :

2021年 月 日

所 属: 埼玉建築士会

支部

行政職 ()

連絡先(メール) :